

板橋フレンドセンター臨床心理相談員設置要綱

(平成23年3月11日教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋フレンドセンターに配置する臨床心理士（以下、「臨床心理相談員」という。）に関し、その任用、業務等について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育支援センターは、板橋フレンドセンターへ通級する児童及び生徒への相談、並びに保護者及び職員への指導及び助言体制等の充実を図ることを目的として、専門的な経験を有する臨床心理相談員を配置する。

(委嘱)

第3条 臨床心理相談員は、その役割を理解し、職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者の中から板橋区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

(1) 公認心理師

(2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者

2 委嘱の期間は1年とし、年度をまたぐ委嘱はできないものとする。ただし、再委嘱を妨げない。

(業務)

第4条 臨床心理相談員は、教育支援センター所長の指揮監督の下に、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 児童及び生徒のカウンセリング

(2) 児童及び生徒に対する必要に応じての家庭訪問

(3) 保護者に対するカウンセリング

(4) 職員に対するコンサルテーション

(5) 児童及び生徒のカウンセリング等に関する情報収集

(6) 板橋フレンドセンターにおける、児童及び生徒のカウンセリング等に関する情報共有

(7) 児童及び生徒のカウンセリング等に関し、教育長が特別に必要と認める業務

(日数、回数及び時間等)

第5条 臨床心理相談員の委嘱回数は、年間38回以内とし、1日7時間45分を従事時間（原則の勤務時間は8時30分～17時15分）とする。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りでない。

(委嘱決定者の提出書類)

第6条 臨床心理相談員に委嘱される者は、委嘱決定後2週間以内に次に掲げる書類を教

育長へ提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第1号）
- (2) 資格登録証明書の写し
- (3) 健康診断書

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度すみやかに教育長へ届出なければならない。

（服務）

第7条 臨床心理相談員は、その職務の遂行にあたって、教育支援センター所長の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。

- 2 臨床心理相談員は、その業務の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 臨床心理相談員は、法令で定める場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項については、委嘱期間が満了した後も同様とする。

（解任）

第8条 臨床心理相談員が、次の各号の一に該当する場合は、その意に反して、教育長は委嘱期間満了前でも委嘱を解任することができる。

- (1) 勤務成績が従事に適さないと認められた場合
- (2) 臨床心理相談員として相応しくない非行があった場合
- (3) 心身の故障等のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (4) 教育長の判断により、設置の必要なくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が解任することを適当と認めた場合

（謝礼の額）

第9条 謝礼額は、通勤に要する交通費を含む日額単価とし、1回につき26,800円とする。

- 2 1日の従事時間に満たない場合の従事は1時間を単位とし、従事した時間数に1時間当たりの単価を乗じた額とする。この場合において、1時間当たりの単価は、3,458円とする。
- 3 謝礼の支給に関しては、所得税等法令に定められた金額を控除する。

（記録及び記録の保管）

第10条 臨床心理相談員は、臨床心理相談員出席確認表（別記様式第2号）を月毎にまとめて翌月の5日までに、教育支援センター所長へ提出する。

- 2 臨床心理相談員は、臨床心理相談員活動報告（別記様式第3号）を月毎にまとめて翌月の5日までに教育支援センター所長へ提出する。提出を受けた記録は、個人情報として厳重に保管する。

（委任）

第11条 この要綱について必要な事項は、教育支援センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

誓 約 書

私は、臨床心理相談員として、下記事項を遵守します。

記

- 1 教育支援センター所長の指揮監督を受け、職務上の命令に従うこと。
- 2 臨床心理相談員として、信用を傷つけるような行為をしないこと。
- 3 法令に定める場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

また、次の各号の一に該当する場合には、私の同意を得ないで解任されても異議はありません。

- 1 勤務成績が従事に適さないと認められた場合。
- 2 臨床心理相談員としてふさわしくない非行があったとき。
- 3 教育長の判断により、設置の必要がなくなったとき。
- 4 教育長が解任することを適当と認めたとき。

板橋区教育委員会

教 育 長 様

年 月 日

所 属 板橋区教育支援センター
板橋フレンドセンター

氏 名

(自 署)

